

面会交流A案（宿泊）

2017年12月作成

申立人

(1)、面会交流の日程について、月1回、毎月第1土曜日の午前11時から、翌日の日曜午後6時までの一泊とし、宿泊場所は父親の自宅とする。

(2)、面会交流の方法として、次女の受渡場所は[REDACTED]の玄関前駐車場とし、そこに長女が次女を迎えに行く。母親は面会交流開始時に、受渡場所において次女を長女に引き渡し、長女は面会交流終了時に、受渡場所において次女を母親に引き渡す。

(3)、次女の病気などやむを得ない事情により、上記(1)の日程で面会交流を実施できない場合は、次女の福祉を考慮し、第2土曜日を代替日とする。第2土曜日も不可能な場合は、第3土曜日および第4土曜日のいずれかで、母親と父親は日程を誠実に協議し代替日を決める。

(4)、母親は、次女と父親および長女との面会交流を妨げてはならないし、次女を引き渡す場面の他は、面会交流には立ち会わない。

(5)、母親は、父親と長女が次女の入学式、卒業式、運動会等の学校行事に参列することを妨げてはならない。

面会交流B案（日帰り）

2017年12月作成

申立人

(1)、面会交流の日程について、月1回、毎月第1土曜日の午前10時から、午後6時までとする。ただし、次女が宿泊を希望する場合は、父母で誠実に協議し宿泊日程を定め、父親の自宅に宿泊させる。

(2)、面会交流の方法として、次女の受渡場所は[REDACTED]の玄関前駐車場とし、そこに長女が次女を迎えに行く。母親は面会交流開始時に、受渡場所において次女を長女に引き渡し、長女は面会交流終了時に、受渡場所において次女を母親に引き渡す。

(3)、次女の病気などやむを得ない事情により、上記(1)の日程で面会交流を実施できない場合は、次女の福祉を考慮し、第2土曜日を代替日とする。第2土曜日も不可能な場合は、第3土曜日および第4土曜日のいずれかで、母親と父親は日程を誠実に協議し代替日を決める。

(4)、母親は、次女と父親および長女との面会交流を妨げてはならないし、次女を引き渡す場面の他は、面会交流には立ち会わない。

(5)、母親は、父親と長女が次女の入学式、卒業式、運動会等の学校行事に参列することを妨げてはならない。